

教 総 第 1063 号
教 教 企 第 1035 号
教 教 人 第 1181 号
令 和 5 年 5 月 2 日

各教育事務所長
各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
感染対策等について

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、この位置付けの変更により、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針は廃止されることとなります。

これに伴い、職員のサービスや感染対策等については、下記のとおりとします。

なお、各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

1 通知等の廃止

次の通知等は廃止することとし、5月7日までの取り扱いとする。

- 令和2年3月2日付け教総第1381号、教教第3257号教育長通知
「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについて」
- 令和2年4月15日付け教職員課長事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の影響により扶養手当等の届出に係る証明書類を添付することが困難な場合等の取扱いについて」
- 令和2年6月23日付け教教第1436号教育長通知
「新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった対外運動競技等の代替大会における特殊業務手当の取扱いについて」
- 令和2年12月22日付け教総第1360号、教教第2307号教育長通知

- 「PCR検査の受検対象となった場合等のサービスの取扱いについて」
- 令和3年3月4日付け教総第1492号、教教第2688号教育長通知
「新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊業務手当の支給について」
 - 令和3年6月3日付け教総第1119号、教教第1426号教育長通知
「新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて」
 - 令和4年7月27日付け教職員人事課長事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間について」
 - 令和4年8月9日付け教職員人事課長・体育保健課長事務連絡
「児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について」
 - 令和3年11月29日付け教総第1401号、教教第2237号教育長通知ほか改定前通知全て
「職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について」

2 通知等の変更

次の通知等は別紙のとおり一部変更し、引き続き対応するものとする。詳細については別途通知する。

- 令和2年5月21日付け教総第1056号、教教第1256号教育長通知
「新型コロナウイルス感染拡大に伴う結婚休暇及び長期勤続休暇の取得期間の特例について」

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の取扱変更

区分	項目	特例 (～令和5年5月7日)	新型コロナ5類化以降 (令和5年5月8日～)
特殊勤務 手当	特殊業務手当 (新型コロナ対応関係)	新型コロナ対応 300円/日 3,000円/日 又は 4,000円/日	—
特別休暇	夏季休暇	取得可能期間：5～10月	同左 (R5)
	結婚休暇	R2.2.1時点対象者及び 当該日以降の対象者は 当分の間取得可	R2.2.1以前の取扱のとおり 但し、R2.2.1～R5.5.7の 対象者はR5.11.7まで取得可 (R5.5.8から6ヶ月間)
	新型コロナ感染拡大防止 出勤困難	職員またはその親族の発熱時 等出勤困難な者等	—
職専免	PCR検査	濃厚接触者等で組織運営上 PCR検査受検が必要な者	—
	新型コロナワクチン接種	ワクチン接種する場合等	—